

第7回小平市補助金等見直し検討委員会要録

- 1 日時 平成21年9月28日(月) 15時～17時
- 2 場所 小平市役所 大会議室
- 3 出席者 委員 5名
事務局 財務部長、財政課長、財政課長補佐、財政課主査
- 4 配付資料
 - 1 小川駅西口地区市街地再開発準備組合
 - 2 黎明会 けやきの郷
 - 3 職員互助会
 - 4 産業まつり 農業部門
 - 5 商工会
 - 6 商店会
 - 7 中小企業団体
 - 8 グリーンロード推進協議会
 - 9 交通安全協会
 - 10 ごみ減量推進実行委員会
- 5 次第
 - 1 開会
 - 2 個別の補助金の審査
 - 3 その他
今後の日程等

第7回小平市補助金等見直し検討委員会要録

平成21年9月28日

15時～17時

大会議室

事務局 きょうはお二方お休みということでございます。5名ということになります。定刻でございますので、きょうは副委員長に進行をお願いします。

副委員長 きょうは、私が代役をさせていただきますので、よろしくどうぞ。

事務局 それでは恐縮でございますが、よろしくお願いいいたします。

副委員長 よろしくお願いいいたします。

きょうは、資料をいただきましたうちの43番から52番までということでございます。流れとしては従来ここでご討議いただいているような感じで続けていけばと思っておりますが、大体これで10項目ですか。ということで、ざっと2時間というわけですから、一つ10分少々というような感じで、ほどよく進めていきたいと思っております。

それでは、最初のテーマが、43番、小川駅西口地区市街地再開発準備組合ということについて、事務局の方からのご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料1・43番から始めたいと思っております。小川駅西口地区市街地再開発準備組合への補助ということですが、

こちらの補助開始は平成5年からで、これの前身である協議会からの経過年数を含めると15年間補助していることになっております。平成19年5月に従前の協議会組織から準備組合に改組設立された団体で、小川駅西口駅前の区域の地権者、土地所有者の方と、あと借地権者の方により構成されておまして、駅前広場と施設建築物を一体的に整備する市街地再開発事業の施行に向け、調査研究・施設計画の作成等を行っております。他に、周辺住民との地域懇談会等も行っております。

こちらへの補助ですが、20年度予算では40万円予算措置されてございますが、支出の中で補助対象経費がなかったため、補助金はゼロということになっております。

事務局 それでは、私の方から若干補足をさせていただきます。ここは建設事業に係る事業でございます。小川駅は小平市の西部にある駅ですが、小川駅の東口にはブリヂストンという企業がございまして、そちら側に面して、駅前広場ができて道路がつけられているような状態でございますが、小川駅西口については、現状はまだ未整備の状態でございます。この西口の地区につきまして、約1ヘクタールということでございますので1万平米ですね、1万平米について再開発事業ということで、再開発事業というのは、その地権者の方が中心になって、あと、それからゼネコンみたいなもの、デベロッパー等が事業協力者となって、その地域を開発していくといっ

た、そういった内容の事業でございます。

これにつきましては、小平市としては平成5年から進めていこうということで、準備を、この準備組合の母体となるような、もとの団体に対しても補助をするような形で、事業を進めてきているわけでございますけれども、幾分にも、こういった事業は相当に年数を要する事業ということございまして、まだ具体的な、再開発の事業として建設事業に着手するといった段階には現在至っていないということでございます。その事業に向けてということになるわけでございますけれども、全体に最近の経済環境等も、かなり建設事業については厳しい状況になってきているというようなこと、あるいは、その地価の動向でありますとか、マンション販売の状況でありますとか、なかなか逆風の状況に現在あるというふうなこともありまして、なかなか進んでいかないというような、そんな状況になっているところでございます。基本的に、その市街地再開発はこうした形で進めていこうということなものですから、この補助金を出すことによって、市としてはかかわり合いを持って進めていこうということで現在取り組んでおります。

ヒアリングの内容としましては、今、担当からありましたが、ことしについての活動状況は、さほど活発なものではなかったということでございます。

今後の動向としてどのようなものがあるかということですが、今年度の予定としては、事業協力者を今年度中に決定したいと考えていると。事業協力者というのは、これがゼネコン等のデベロッパーということになります。こちらを今年度中に選定をして進めていきたいといった意向で現在進められているところでございます。

市のこの団体に対する評価といたしましては、市の方向といたしましても、この再開発がこういった手法で進めていこうというようなことは根底にございますので、評価としては継続といったことで考えているところでございます。

ただ、幾分にもなかなか進んでいかないということも、現在、現状としてございますので、その辺はずっと課題に、等しく課題になっているといった状況にあるものでございます。

概要、以上でございます。

副委員長

はい、どうぞ。

委員

これは農村でいうと農業土地改良組合というのと同じですか大体。小さい田んぼ・農道を整備したり、大規模の農地にしたりする、地権者ずっと集めて組合をつくってやると、そういうやつなのですか、性格としては。

事務局

類似したところはあるのだということだと思いますね。

例えば、区画整理事業というのを武蔵野美術大学の付近のあたりでは現在進めていますけれども、それもやはり組合施行で、その地権者の方に集まっていただいて、同意のもとに進めていくといったものですが、これも手法としてはそういった形のもので。ただこれは駅前でございますので、駅前ということになると、その土地

としての付加価値も高いということになりますので、小平市の都市計画図というのがあるのですが、それには小川駅の西口というのは、一定のその駅前広場を整備するとかという形での、そういう計画というのがあるわけですね。その計画にのっとっての事業ということではございます。おっしゃられたような、その農地の何か整備ということになると、その都市計画上の決定はないのだけれども、別のところで進んでいくというふうなことだと思いますが。要するに、その駅のそばということで、市としてはその公共性が高い土地の開発をしていくと、そんな位置づけなのかなと思います。

副委員長 いずれにしる駅の近くだから、単純なその地権者の権利をそのまま、昔のまま維持するというよりも、その高層化していったりなんか、そういうことによって権利の変換をしていかにやいかんわけですね。

事務局 そうです。

副委員長 もとの権利をそのまま持つておることができないような形でしか、その再開発ができないわけですね。したがって、面倒でしょうね、結構。

事務局 面倒ですね。

副委員長 おれは嫌だとかどうだとか、そういう人がいっぱい出てくるはずですよ。

事務局 そうですね。

委員 確かに面倒で大変だけれども、都市開発計画というか、都市開発というのは、その地権者がどれだけ協力するか、そういうのが一番の難事業です。それは組合をつかって、その地権者同士で丸投げするのか、あるいは、市がどれだけそこへタッチしていくのかと。特別こういう組合をつかって、その関係者、利害関係者を集めて、そこでもませると、だれが一番リードをとって、その組合をつかって補助金出すまでやらないとうまくいかないかって、その辺がよくわかりません。

事務局 市としては、その駅の前のまず駅前広場をつくりたいわけですね。駅前広場と、それに接続する道路をくっつけると。それに要する費用というのは、市はもちろんそれは市の公共物ですので、それは出しますよ。それで、あとのものについては援助するような形で事業はサポートしていくような、そんなスタイルです。

委員 やること自体は私いいことだと思いますけれども、市はどれだけリーダーシップを発揮するのか、わざわざこんなのをつくらせてね、それで何か独立したような自治的なことでやらせる、それでうまくいくのかな。一番は、何だろうね、飲み食いして腹を割って話させることが一番なのか、よくわかりませんがね。

副委員長 おっしゃるとおりの感じを私も持っていますね、もともとまち全体のランドデザインというか、それがその土地計画、駅前開発、それはやっぱり相当前に構想されたものがあるのだらうと思うのですよね。それを、ある面では市民の方々のご協力もいただきながら、こういう絵で進めたいと思いますと、恐らくそういった話が、随分前にもう既にご提示されているのだらうと。

つまり、市としての土地計画の構想上としてのマスタープランというのは、まずおありだろうと思うのです。

委員 マスタープラン、ランドデザインがね。

副委員長 ランドデザインがね。

委員 そういうものがあるはずですよ。

副委員長 それはやっぱり優先されることではないのかなというふうを感じるのですよ。

ただ、それが一方的に、強制発動というわけにいかない時代背景だとすれば、ほどよいご協力をいただいて、そのお考えもできる限り選択しましょうと、尊重しましょうということなのだろうと思うのですが、こういう場合に、時間的な制約条件というのが一般的にはないものなのですか。

委員 全くそうだな、そんな感じするね。八ッ場ダムじゃないけれども。だんだん時間がたつにつれて、要らなくなったと。

事務局 今回、この会議に当たって、ヒアリングを所管課ともやっているのですが、私どもの方からも、どこでそのエンドを切るのかと、どこでその期間を設定して事業を進めていくのかということも、やりとりの中ではやっております。

ただ、なかなかやはり、地権者の方も代が変わるなどして、難しい面が強くなってくるわけです。こちら手始めの都市開発、相当年数たっていますが、いまだに結局、現場では何もできないというのを問題視はしてはおります。

副委員長 難しいですね。

事務局 はい。

副委員長 たまたま私ね、きょう国分寺市をちょっと通ってきたのですね。随分前に、個人的な話ですが、国分寺の住民であったんですよ。もう二十数年前、三十年近く前になりますが、まだね、北口のあの道路の様子、何も変わっていないです。

これひょっとして私はね、まちの何十年か何百年か続いている、いわば地権者の歴代にわたる土地を離したくないとか、権益というか、利害がずっと続いていて、それを簡単に崩せないだろうというのは想像するんですけどもね。

ただ、この経過は、立川も吉祥寺ももう全部きれいになったわけですよ、中央線は。それが、あそこの駅だけが唯一ね、むちゃくちゃおくれちゃっているわけです。

こういうあたりに普通だったら顔役でもいてね、自治会のドンみたいな人がいて、もうその辺もぼちぼち何とか固めろよとか、何かそんなようなことででももってしないと解決できないような筋なのかもしれないんですが、ここのテーマで言えば、まだ、その西口が未整備のままだというんだったら、それほど複雑なものでもないだろうと思いますしね、何かほどよい、こうした歩み寄りと、将来にわたってのまちをつくっていくデザインに、もっとうみんなで参画しようよといったような、そんなすべのリーダーシップというか、イニシアチブが、果たしてどこがとっていきけるのかなということをね、ちょっと。

委員 それはしかし、市がとる以外ないんじゃないですか。

副委員長 市でしょうね。

委員 都市計画つくっているのは市でしょう。都市計画法というのは、実行しなかった場合、だれが責任をとるんですかね。大体これ15年以上たっているのに、何か着手するまでに至っていないというお話だったけれども、何だか、そこはいつまでたっても着手にまで行かない。

副委員長 時限というか、ある一定のターミネートの時間軸というのはね。

委員 なくちやいかんでしょうね。

副委員長 なくちやいかんでしょうね。

 金額の問題じゃなくてね、そこが大変気になりますよね。

委員 話は変わりますけれども、私、花小金井の近くに住んでいるんですけれども、あそこは物すごく北口も南口も整備されて、もうほとんど完成しましたよね。あれは始めてからどのぐらいかかっているんですかね、この例で言うと。あれ20年も30年もかかっているんですかね。

事務局 花小金井の例でいきますと、あちらにその職員をですね、事務所を置いてその常駐させたようなときもございました。そういったものからいくと、やはり、そうですね、20年ぐらいですかね。一等最初からですね。これも建設関係ですので、始まればそれなりの速度では行くという、それは経験的にも感じているところではあるのですが、ただ、いかんせんそのおっしゃられたように、現状においては形になるものはないということ、その分についてはやはり遅いということとは、問題にしなきゃいけないんだろうとは思っております。この小川駅西口の大手地権者、大手というか、大きな地権者が3人ぐらいいるらしいですね。あとは借地の方とか商業とか、その3人の方がある程度合意ができれば、進み始めるのかなという気はしているのですけれども。

副委員長 地権者の有利を守らなきゃということなんでしょうが。

委員 会議は踊るばかりで時間がたっただけは避けたいですね。拙速なあれはだめですけどもね。

事務局 ただ、ここへ来てやはりその経済環境の厳しさが、ちょっと以前よりはやや今は逆風が強くなっちゃっているかなということはあるので、そういった意味では、ここ一、二年とか、なかなか厳しいというのは、これは言えると思います。

副委員長 こういう場合は、議会は何にも関与できないわけですかね。

事務局 議会の中でも盛んに議論は。

副委員長 されているのですか。

事務局 ええ。

副委員長 ちょっとこれ本質から外れるんだろうと思いますが、何かこういう議論があることによって、その市が本来進めていくべき、大義があってやっていくべきようなテー

マがね、こうしてその時間だけがたってしまうというのが、第三者的に見ていかなものかとは本当に思いますね。

委員 副委員長おっしゃるように、ある時期までにできなかつたらね、それはもうオシャカにすると。そして、ほかの、そのお金をほかのところの再開発に回していくというふうにしないと、おくれるし、そして不公平ですよ。ほかにもいっぱいあるでしょう、まだ、再開発してほしいところ。

私、高野台におるんで、高野台のこちら側の津田塾大学の方におりるところに何かつくってくれとか、いろんなことを言っておるんですけどもね。

要するに、お金っていうのはもう限られているわけだから、このたとえ40万円でも、ずっと続いていったら何百万円にもなるし。

これは別に私は反対はしていませんよ。やむを得ないなとは思いますが。

副委員長 いかがですか。

委員 反対はしませんけれども、小川駅のその北口ですか、どんなものでしょうかね。これをやっていいものか。反対側はされているんですよ、南口の方は。

事務局 東ですね。

委員 東ですか。

事務局 はい。

委員 東はブリジストンですね。

事務局 ええ。

委員 こっちは。

事務局 西口です。

委員 西口の方ですよ。私も西口たまに使うときがあるのですが、そんなにやらなきゃいけないようなところではないような気がしていますけれども。むしろ高野台の方がね、何か狭いですよ、あそこね。

委員 物すごく学生多いですけどもね。

委員 学生も多いし、あの辺をどうにかした方がいいのではないかなと思いますけれども。

委員 問題はね、こういうお金がかかるのはしょうがないんだけど、これ、恐らくいろいろあれでしょう。ただ、このリーダーか何かになる人がだれかおるのかなと思ってね、それ。あなたがおっしゃるようにね、何かそういうもんがないと、何ぼでも、ただ飲み食いだけしているのかなと、そういう感じがします。

事務局 このお金は、ここがやっていないということで、補助金を実態としては執行していないんです。

委員 ああ、そうらしいですね。

事務局 19年度も2万9,000円しか使っていませんし、20年度も何も動かなかつたから、40万は要りませんという形になっているんですね。

委員 お金というよりも、やろうとすればこのお金が、この再開発のお金がいっぱい出ていくでしょう。

事務局 そうですね。40万とかではないですよ、実際事業が始まれば。

委員 何千万円、ひよっとしたら億かもわかりませんね。

委員 もう億単位ですよ。

事務局 何かごね得みたいな形のものが許されるような形で、どんどん延びるというんだったら、やっぱりどこかで切るべきですよ。

副委員長 どこか線引きはね。ですから都市開発課としての、何かそういったある線引きをされるような、しかるべくご検討があってもいいのではないかなという感じではありませんね。

こんなところでとりあえずの話を終わらせていただきます。

では、続いてお願いします。

事務局 では、資料1・44、老人保健施設等建設整備補助金です。こちらは黎明会というけやきの里という高齢者老人向け施設の建設費の補助をするものです。

補助開始年は平成7年からで、こちらは終期が平成32年度までと決まっております。現在のところ13年が経過したところでございます。

こちらの施設は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭復帰を促進するための施設となっております、必要性の高い老人保健施設でございます。利子分も含み補助しています。

事務局 こちらは老人保健施設、介護施設ですけれども、これを平成7年に民間団体が建設をいたしました。その建設をするのに、当然に借金をしてつくるわけですけれども、その借金について小平市が26年間にわたって負担しますよというものです。

委員 元金もですか。

事務局 そうです。要するに、公設民営でそういう介護施設をつくったという意味合いになります。建設費に係る償還金についてを、補助金という形で支出をしているといったものでございます。ちなみに入所定員は100人の施設ですが、そのうち74%が小平市民の方が入っていると。それから、通所の定員については40人ですが、95%は小平市民が通っていると、そういった施設になっています。こうした施設は小平にはこれが一つでございます。

これについては、今からこの補助金をどうするというよりも、もう確定的に償還分について市が面倒を見ますよということをつくったものでございますので、そういった意味では議論の余地は余りないところかなということでございます。

委員 小平はこういうようなところは一つしかないのですか。

事務局 はい、そうです。

委員 そうすると、あれですか、これよくわかりませんが、建設費というのは全部丸抱えということ。

事務局 全部丸抱えというか、東京都からも補助金が出ておまして、小平市と東京都で補助金を出し合うと。全体で補助対象事業費がトータルで10億1,500万なのですが、小平市が8億8,500万、東京都は1億3,000万です。

法的根拠については、こうした事業をやる場合には、補助金ですので要綱を定めてやっています。

東京都も同じように要綱を定めて補助金出すようなことになっておりますけれども、基礎的なところでは、当然、法令に基づく施設であることは、もちろん間違いないところがございます。

委員 老人保健法のところにありますね、補助金交付要領とか。

委員 これは老人保健施設ですね。老人ホームじゃない。

事務局 そうです。いわゆる介護施設ですね。老人保健施設、介護老人保健施設です。

委員 俗に言う特別養護老人ホームとは、また別ですね。

事務局 はい。

委員 回復期で家では面倒見切れないという人たちが、社会復帰のために入所して。

事務局 ええ。特養とは違います。

委員 それが市に一つしかないのか。

委員 病気は治ったけれど、家庭復帰はまだ難しいという人を預かる場所だね。

事務局 そうですね。

副委員長 事実上はここにずっと住めるのですか。

委員 いや、やっぱり数か月間で終わりでしょう、原則。

事務局 一応、ずっとということではなく、一時的にお預かりということにはなっています。

委員 だから、自立できるようになると出るんじゃないですか。

委員 もちろんそうですよ。

委員 実際にそういう方を見たことがあります。

委員 こういう方の存在はふえていくわけでしょう。

事務局 ふえています。高齢人口が分布的にも割合高くなりますので。

副委員長 今はここが唯一だっているのですから、本当はこういったものがまたニーズとしては出てきそうなのではないでしょうか。

副委員長 この44番については、特に議論をするほどではないと。関連の状況をお聞かせいただくとのことによろしいですかね。

事務局 はい。

副委員長 では、続いていきましょうか。

事務局 では、45番、小平市職員互助会への補助金です。

こちらの補助開始年は昭和43年で、現在40年が経過したところです。

こちらの互助会の活動内容ですが、職員の互助共済、元気回復その他厚生に関する事項を実施しております。福利厚生に関する事業のうち、保健体育費、文化費、

厚生費の事業の一部について補助をしております。

こちらの補助金額、20年度予算で589万6,000円となっておりますが、こちらの補助金以外の財源といたしましては、職員から、会員からの会費、その他事業収入となっております。以上でございます。

事務局

こちらは私ども職員の厚生団体ということですね。職員の互助共済、元気回復、その他厚生に関する事項を実施するということで、組織内にある私どもの職員に対する互助会という、そういった性質のものでございます。

予算の構成としては、私ども職員が負担する分が1と、それから、市の方で負担する分が1と、今は1対1の割合で負担するというので、全体の予算が構成されるという形になってございます。

小平市の状況を申し上げますと、小平市の予算では1,900万という互助会の予算があるわけですが、これは26市の中では、1市だけないところがありますので、それは除きまして、25市の中では23番目の大きさになっております。1,900万円という予算ですが。25市の平均では、1市当たり5,400万円ということになってございます。

また、これを会員1人当たりの補助金ということで、会員1人当たりの予算として補助金で見えますと、小平市は1人当たり5,938円という補助になるんですが、これは25市の中では24番目の数字でございます。ちなみに、25市の平均は1万7,100円という数字がございまして、それに対して小平市は5,938円ということになってございます。

予算規模、それから、1人当たりの補助金ということでいたしましても、相当に他市との比較において小さな額になっているということがおわかりいただけようかと思えます。

また、互助会につきましては、過去にもいろんな形で見直しをしてきておりました、金額的にも、ここ数年でかなり金額が小さくなってきてございます。補助金の額としては、16年は2,500万、17年2,100万、18年610万、19年605万、20年589万ということで、年々補助金については抑制をしているといった状況にあるところでございます。

どういう内容の事業をやるのかということでございますけれども、各種事業ということで、何というか、かわいらしいんですけれども、ボーリング大会ですとか、バレーボール大会ですとか、卓球大会、それから、文化的なものとしては、「かすがい」という1年に1回出す本があるんですけれども、その発行ですとか、あと、退職者の送別会、新人職員の歓迎会等を行っております。

あと、厚生事業では、会員制の福利厚生サービスということで、旅行の、JTBの旅行とか宿泊ができるような、会員制の旅行について、契約施設というんですか、そういったものを行っています。内容的にはこんなところでございます。

以上でございます。

副委員長 18年度から19年度にがくっと大幅に落とされましたでしょう。

事務局 はい。

副委員長 ここの何か背景というのは、どんなことがあったんですかね。

事務局 このときには、大阪市を初めとして全国的に職員互助会の厚遇問題ということがありました。それで、私どものこういった補助金の検討会もあって、その中でももっと見直しをするべきだという結論もありまして、そういったものを受けて一気に整理をしていったということでございます。

副委員長 ここには組合はあるのですか。

事務局 職員組合はございます。これは職員組合とは別個のものです。

副委員長 こういったことが激減したことで、何かこう、職員の皆様に対するメンタル的な、影響などはないのですか。もともと元気回復でしょう。反発といいますか、もっと何とかしてよというようなことは出てはいないんですか。

事務局 組合との交渉の中では、多少のやりとりはあったかと思えますけれども、表立って強力な反対というような、そういった声は聞こえていないところでございます。あまり、それほど組合なんかも派手なこともありませんし、比較的そういう感じだと思います。

委員 ボーリング大会とか、バレー大会、卓球大会、大いに結構ですけれども、これ出る人はどうなのですかね、勤務はどうなっているの。

事務局 これは勤務時間の後です。

委員 市役所の中に厚生課なんかがあって何かやろうとすると、みんなが職員だから、普通の勤務時間にやらせたりすることが往々にしてありますよね。別団体だと、そこへ参加するのに休暇とって行くか、時間外でないと行けないという意味では、こういう別の厚生団体をつくるということはいいいことなのですかね。市の厚生課の仕事をこれ請け負っているわけでしょう。そういうことですね、早く言えば。

事務局 そうです。公務員の場合は、もう給与で受け取れるものというのは、もう法律の中で明確に決まっていますので、こういったものも自分たちもお金を出すし、市からも等分の補助をいただいて、それでこのような形でやっているということです。小平市に限らず、どこの団体でやっているところではございます。

委員 特別に福利厚生の団体をつくってね、市当局以外のところにさせるのは、どこにメリットがあるのかなと今考えているのですけれどもね。よくわかりませんが。

副委員長 これは職員課か、市によって命名が違うんだらうと思いますが、この福祉厚生事業というのはね、当然、その職員のスキルアップのために、もっと施策としてやらなきゃならない、やった方がいいというのは一つあると思うのですね。ですから、それを大いに促進されたらいいだらうと思うのですが、そういうお金というのは、通常どういうところで計上されるんでしょうかね。今、人件費の中にはこういった福

祉厚生費用というのは、原則的には含まれているのでしょうかね。

事務局 医療関係の経費なんかは、当然その中に入っていますけれども。

副委員長 一応、それは入りますよね、当たり前ですけども。

事務局 はい。そのほかのものというのは、やはり互助会の活動の中だということです。

副委員長 ここにあった元気回復というものね、今、民間のときの話をしませとね、これだけ給与カットということ、仕事はどんどんふえている。恐らく、何とか総合改革プランとかという名前で、国から人を減らせ人件費もカットせよという、いろんな締めつけが強過ぎて、職員のある方にはメンタルヘルスになって、恐らくここでも1%以上、2%近くの方いらっしゃるかもわからなくてね、そういったことをどうやって改善したらいいだろうかというのは、もう、どこの自治体も今共通のテーマになっているのです。ですから、これ以上、その給料をまた減らしてね、それで人はもっと減らしてというふうにやると、この市民サービスに全部影響してくるのですよ。ですから、このあたりがね、削っていいとか、失礼ながら、あんまりいただけない感じはするのです。大事なところはもっと厚くしておいていただいて、せめてほかの市の、財政も大体真ん中辺だとおっしゃるならば、その辺までは何とかされるようなことでも、むしろされていいような感じを私は持つのですが、皆さんはどんなお感じでしょうかね。

委員 ちょっとまた民間とこういう公務員は違うのかもしれないですけども、ボーリング大会とか、社員同士で行くのは、若い方って嫌がるんじゃないのかなと。自分もそうでしたけれど、ボーリング大会、卓球大会、バレーボール大会とかという参加率も減っているんじゃないかなと思うのですが、そんなに参加しないんだったら、必要としていないんだったら、要らなくなるのかなとは思いました。

委員 私はある民間会社におったのですが、10月になったらね、どこで体育大会をやるかと、運動会、随分苦勞したのですよ。いろいろ調べてみたらね、結構、さっきおっしゃったように、若い人たちはね、あんまり好きじゃないんだね、あれ。強制されてやるのがね。歳によって大分その感覚が違いますけれどもね。だから結局、そういう運動会はやめちゃって、個別のいろいろな、バレーだとか何だとかいろんな、しかも、それを好きな人が参加するという格好で。できるだけ個人で、好きでやるのだから、個人で半分以上支出してというような形のやり方を、私がおった会社はやっていました。いろいろ民間会社も困ってましてね、昔のように余り一致団結、同じ方向に向かって何かやるということとはできないんですよ、今ね。

副委員長 しにくくはなりましたね。

事務局 こちらの各種事業も参加は強制ではないものですから、それぞれ出たい人が出るということでやっております。大体その参加は、その課を一つの単位にして出るような形になるものですから、その場で課の親睦をそこで図って、終わった後でまた自分たちで適当に1杯やるとか、そんなことをやっております。

そんなにだから、士気の高揚であるとか、そういったところは余り目的には入っていないくて、課の親睦を図るための一つのきっかけづくりみたいな形に、現状はなっているのかなという気がいたします。

副委員長 普通だったらさらっと行くのですがね、私はちょっとそういういろんな動きを聞いているもんですから、何かやっぱり、このモチベーションを向上するという視点もね、何か考えておいた方がいい気がいたします。

事務局 はい、ありがとうございます。

委員 厚生会のね、これ厚生会ですか。ああ、互助会ですか。

副委員長 互助会ですね。

委員 互助会のトップの人とか責任者は、何を目標にこれを企画したり、立案したり、実行したりしていったらいいのでしょうか。もう今は一致団結手弁当というのは、これは自民党だったけれども、それは今はないようで、個人個人が好きなようにやれと、それに対応するのが、この互助会ですか。互助会の責任者は、もうちょっと、互助会の規定がここにあるようだけれども、ことしはこういうことをやって失敗した、来年はこういうことでもっと元気回復しようとか、そういうやつがどうも見えてこない。そこがやっぱり一番基本的なところだと思います。

副委員長 そういうことですね。確かにね、難しくなってきたらいいんですよ、いろんな企画自体が。こういうボール転がしだとか何とかだとかといたって、そんなことはねって、こんなイメージでしょう。だけど、一方じゃやっぱりほどよく職員として団結しようなんていうことは今はないかもしれないけれども、何かちょっとみんなでやれることを探そうよとかね、本当は工夫したいはずですよ。

委員 やることはいいけれども、本当に責任持ってね、職員の福利厚生や健康の向上に役立てるような目標と成果をちゃんと把握しているかということが一番問題だと私は思っているのです。それを真剣に考えてもらわないと、もう、これはむだかどうかの以前の問題ですけれどもね。

副委員長 確かにおっしゃるとおりの満足度調査みたいなものはね、「満足度」と言わなくたっていいから、そのやった結果はどうだった、それに基づいてどういう改善をしたらいいっていうぐらいは、本当やってほしいですよ。そして、やっぱり何かせっかくのあるこういう会がね、もう形骸化してしまっていること自体は本当は避けるべきだと思いますね。せっかくのこの何百万にしたって。

委員 職員の互助会の幹部が職員の福利厚生の上の向上のための目標と成果を分析して、いつも努力するように私はぜひお願いしたいと思いますね。

副委員長 それはぜひ入れておいてくださいね。

事務局 はい。

委員 それは結局、社会の動きに対して勉強をしているかいないかだと思いますよ。

確かに、24市のうちの23か24か知りませんが、それは確かに少ない

かもしれませんけれども、それは東京都が特別なのですよ、僕に言わせれば。東京都はやっぱり税金がたくさん入ってきているのです。豊かなのです。

だから、社会一般はね、今は大変ですよ。本当、年収200万円とか300万円以下というような人たちが、この前、NHKでもやっていましたけれども、随分のウエイトになってきているような状態ですからね。そういう中から考えたら、やっぱり公務員の方というのは、別にリストラされるわけでもないし、何か赤字が出たからって首を切られるわけでもない。だから、やはり公務員、我々が恵まれているという感覚を持ってもらわなきゃいけないと思う。大変な今は世の中なのだから。だから、その中で我々は一体、じゃあ社会のために一体何ができるか、そこから初めて見えてくるのであって。要するに、やっぱり世の中の動きに対して、去年までこうだったから、ことしもこうやろうとかね、そういう考えじゃなしに、やはり誠心誠意、新しい時代に向かって、自分たちが一体どんなサービスを行うべきかということをやっぴり考えていけば、おのずと、互助会はどうあるべきかという、そういうこともわかってきますよ。僕はそういった意味では、副委員長のおっしゃったあれは、少し反論したいですけどもね。大変な今世の中になろうとしているのに、本当にその波がね、市とかそういうところまで来ているのではないかと思うんです。

今ちょっと景気が幾らかよくなっているけれども、やっぱりまだまだわかりませんよ、この世の中どう変わるか。

副委員長 それはおっしゃるとおりですね。

今出てきた話と私が思っていることを、一つのある事実ですので、それは見解が違うところはあるかもしれませんが、まこと、この互助会ということで考えたときには、せつかくある限りはね。

委員 それは、そのとおり。わかりますよ、わかりますけれどもね。

副委員長 いかがでしょうかね。

事務局 はい。

副委員長 では、よろしければ、その次をお願いします。

事務局 では、1・46、産業まつり（農業部門）への補助です。

こちらは昭和54年に補助が開始され、28年が経過したところです。

こちらは市内で行われます産業まつりに、農業者の方が農産物をそこで市民の方に紹介するといった事業をやる際の開催費用の一部を補助するものです。

補助金額は毎年定額で100万円、こちらはすべて会場のテント等に使われているものでございます。

事務局 こちらは産業まつりという、商工と農業と両方集めた産業まつりというも催し物を、これは、ことしの11月上旬に予定しているわけですけども、昨年の例ですと、職業能力開発総合大学校というのが小川にあるのですけれども、こちらの敷地をお借りして実施をいたしました。ことしはまた福祉会館前の広場でやるという予定で

ございます。その催し物としては2日間、2日間になりますけれども、農産物の品評会ですとか、各種の農業PRですとか、あるいは、いろんな展示ですとか、農産物の即売とか、そういったことをやっている事業でございます。

補助金の使途としては、その会場の設営に要する、大きなテントを張るんですけれども、このテントの借用代とか、設営代とか、そういったところに使われているといったところでございます。こちらも比較的さっぱりした補助金でございます。

委員 産業振興課というところが出していたのですね。

事務局 そうですね。

委員 これは、四つですよ。

事務局 はい。農業関係も商業関係も産業振興課というところが、該当、所管課になります。

委員 産業振興で見た場合に、これは農業ですね、最初のはね。

事務局 はい。小平の農業ですから、いわゆる都市型の農業というのでしょうか。

委員 都市型の農業で、新しい農業のあり方というものを革新的にリスクを負ってやっていこうという人たちをサポートしていくというのは、大変僕はいいことだと思うのだけれども、そうなのかな。何かお祭りとか、何かそういうふうな、何か農産物を紹介するとかというようなこと、これは本来、いわゆる農業者自身がやらなきゃならんことじゃないかと思う、商売としてね、業として、やるべきことじゃないかと私は思うのだけれども。

副委員長 今、農業者の人口、産業従事者で農業従事者というのは、どう変わってきているのでしょうかね。何かだんだん減ってきておられないのですか。

事務局 農家としては400軒ぐらいですかね、小平市内で。

委員 だから、半農半プロパー、あるいは、農業プロパーじゃなくて、ほかの仕事をされながら、お持ちの畑か何かを土日ぐらいにやっていらっしゃるとか、そんなような方もいらっしゃるのでしょうかけれども、だんだんと高齢で、そういった畑仕事される方も随分減ってきているのではないですかね。

事務局 そうですね。農家も後継ぎの問題は大きな問題ですけれども。本当にせつせとつくっていらっしゃる方も一定量はいらっしゃるという状態ですね。おっしゃられたように、全部農業で生計を立てるということも、なかなか難しいというのは実態としてございます。ただ、やはり18万の市民がおりますので、農業自体は可能性のある業、分野であるということも、これも間違いのないと思います。食の安全が盛んに言われているところですので、小平市の一つのまちの魅力として農業というのは、やはり欠かせないのではないかなと思います。

委員 中央線の沿線に行くと、もうこういう場所がなくなってね。

委員 産業まつりというのは、農業部会と商工部会と二つあるわけですか。2部門で構成されるのですか。

事務局 はい、そうです。

委員 それをそれぞれでやるのですね。

事務局 同じ会場の中で2つの部門をやっています。

委員 お金はひもつきで、ここまでは農業部会だよ、ここからこっちは商工部会のものだよというふうになっているわけですか。

事務局 設営は、そんな感じになりますね。

委員 いや、お金。何で商工まつりぽんと一本で出さないのですかという意味です。分けてやらないと、みんな商工にお金取られちゃうからということなのですかね。

委員 農業部会運営委員会というところに、このお金が行くわけでしょう。

事務局 商工の方がやはり会員数はずっと多くて、農業の方がずっと少ないですね。だから、実は金額も、補助金の金額も、商工の方は200万ですけれども、農業の方は100万ということで、若干の補助金の差があって、そのあたりが農業の方から、額を一緒にしてほしいという要請はされているところなのですけれども。

委員 時々行って見ているのですけれどもね、農協がやっている何か即売会というか、大即売会というのか、あれ何だっけ、まつりか何か知りませんが、あれとこの産業まつりの農業部会と、どこが違うのかという素朴な疑問です。

事務局 同じような方が来てやるということはありませんから、どうしても、あそこでやってもこっちでやってもみたいなことは、あるのではないのでしょうか。

委員 売る機会をたくさんつくってあげるということですか。

事務局 そうですね。

委員 補助金に関してはこのままで私は賛成ですが、この後検討するものにも産業振興課が所管になっている補助金が出てきて、「特色あるまちづくりを推進していくために」みたいな文言も書いていますね。小平でここ数年、ブルーベリーの発祥の土地だということで、マスコットを作ったり、名前を募集したり、いろいろと機運はあるのですが、いまいちな感じがするんですよ、中途半端で。

そういうときも縦割りじゃなくて、例えば、この間出ていた市民まつりでも、その産業まつりでも、商工会でも全部一体となって、それも「ぶるべー」で活性化するというか、それを市内外にアピールするのも、特色あるまちづくりの一つだと思いますので、補助金に関しては賛成ですけれども、それを横断的、それに持ち上げるのであれば、もっと連携しているいろんなところで周知させる手もあるんじゃないかなと。

事務局 ありがとうございます。おっしゃられたように、ブルーベリー栽培発祥の地だそうです。小平市として、今盛んにやっているのですけれども、確かに単発的にやっているようなイメージは、まだ、どうしてもそこまで、よっぽど、もう事あるごとに、またですかぐらいにやっていかないと、なかなか本当に市民に広く定着するところまではいかないのかなということですのでございます。手がけ始めたところですので、い

ただいたような意見については、もっと戦略的に、本当に多角的に取り組んでいく必要があると思っています。関係部局の方にお伝えさせていただきます。

委員 農業関係、例えば農協とか、従来からの、いろいろなひもがついているところがありますね、販売チャンネルとか、そういうもので。

委員 流通関係でね、農業の場合はね。ただ、私は、農業もやっぱり商業をやった人たちの売り方とかね、そういうものをもう少し虚心に入れていくような自由な雰囲気がないと、なかなか農業というのは特殊なところがあるから難しいかもしれないけれども、何だか古い流通チャンネルとか、そういうものだけでやっていると、限度があるような気がするんですよ、知恵という点ではね。農業を本当に、今のいろんな政策で、ちょっとこれ余談なるけれども、いろんな政策出されておるけれども、例えば所得保障とか、今度、民主党が出していますけれども、農家を保護するよりも農業を保護しなければ。ちょっと変な言い方をしていますけれども、農家を何ぼ保護しても、もう、今は僕らと同じぐらいの歳の人が農家をやったって、うまくいきませんよ、70歳になった人間が。若い人が、大学出が農業に入っていくようでない、今、農業は本当に伸びるとは言えないと思いますね、日本で。

副委員長 今ね、兵庫県の篠山市に、この産業振興課に相当する名前がね、丹波黒豆課という名前にしているのですよ。おっしゃるとおり関係ある農作物と、それから流通と、できる限りこの県内と市内、いろんなところをかき合わせて、いかにそこをベースとした、地産地消も含めてもっと広くしていこうと、こういうことないと田舎は生きていけないのですね。そういう面ではおっしゃるとおり、これは産業振興課の中での農業政策というのは、ここはもともと都市型だから、そんな農業のプロがどこまでいらっしゃるかわかりにくいですよ。だから、本当はおっしゃるとおり、そういう取り組みがいずれ考えられていけばいいのではないかと思いますね。せっかく、こういうこの市を代表する商品があるということだからね。

提案的なことですよ。組織横断的な、せっかくある地域のブランド商品をどうやって伸ばしていったらいいのかというようなことも考えておいたらよさそうですね。

委員 例えばね、産業まつりとかね、農業会の即売会って、私、時々行って見えていますけれども、物を買ったりしていますけれども、スーパーと全然変わらない。結構高いんですよ、安いかと思ったら。テントに100万円使うならね、そこらのごぎを持ってきて売ってもいいから、野菜なりブルーベリーを安くした方がよっぽどいいです、100万円を補助して。それぐらいの斬新な、それがいいとは言いませんよ、一つのアイデアです。そういういろんなことを考えてやらなくちゃ。普通のスーパー行ったよりも下手すると高い。新鮮だから高いんだよという意味かもしれませんが、これじゃだめですよ。もっと何としてもやろうと、物をたくさん売って使ってもらおう、消費を高めよう、地産地消で、そういう意気込みが見えないね、

消費者側で。

事務局 ここにはこれしか書いてございませんけれども、農業関係の補助金で、例えば農家の軒先で販売しているようなコーナーがありますね。ああいうものに対する補助ですとか。それはそれで別立てでやっております。かなり農家の方には、数は少ないんですけども、それなりに、人数の割には結構、補助金は結構用意して臨んでいるというのも実態的にはあるところではあります。いかんせん、やっぱりそんなに農業人口は多くない、そんなに市を代表するということまでいくのかというと、なかなかそういうこともならない、限界もあると思っています。いずれにしても、戦略的な取り組みとか、その辺は、課題はぜひ入れておきますので。

委員 私は田舎出身だからね、この緑の畑を少しでも守ってほしいのですよ、簡単に言えば。三ちゃん農業でも何でもいい。みんな住宅地になっちゃ困る。そういう意味でね、補助金は結構出ているんだろうと思うけれども、そのもらっている補助金を、そのまま今までどおり使わないで、いろいろ工夫しましょうと。

副委員長 小平のよさですもんね。特徴でしょうね、よさを守るためのご検討ください。

事務局 はい、ありがとうございます。

副委員長 では、次をどうぞ。

事務局 はい。1・47番の商工会補助事業です。こちらは小平商工会に対する補助で、補助開始は昭和39年で45年ほど経過しております。現在、こちらの商工会に関連している事業者は、2,142事業所ほどございます。商工会の補助対象事業としましては、商工業振興事業、生活習慣病集団検診事業、産業まつり事業などと、幅広く補助対象としております。補助金の充当は、そのチラシ・ポスターなどの広報費用、会場設営、運営に関する費用、イベント出演者や講師などへの謝礼として支出しております。財務状況に関しましては、商工会への補助金合計、20年度予算で2,275万ほどございます。その他の財源1億900万ほどは会費等になっております。一部訂正をお願いします。

19年度決算のところで、その他財源というところが、「17769346」になっていますが、こちら誤りで、正しくは棒読みで「107,953,823」です。

事務局 訂正、失礼いたしました。

商工会は、各26市に、商工会というのが設置している市と、それから商工会議所というものが設置されている市と二通りございます。商工会議所の方が、比較的規模が大きいところは、商工会議所といたくくりで組織化されているということでございます。

各市ともに商工会議所もしくは商工会が設置されているということになるわけですが、小平市の補助金2,275万、20年度予算ですが、これを近隣市の状況と比較いたしますと、小金井市が2,546万、東村山1,951万、国分寺1,588万と、清瀬783万、東久留米992万、西東京は3,821万と、

それぞれまちまちなところではございます。小平の補助金の額は、平均的な額なのかなといったところではございます。

小平市は、比較的その商工会との連携は、割と商工業を市が進めるのに、商工会に補助をして、商工会が実施のドライバーとなって実施をするといった形での事業運営がされているといった性格がでございます。

商工会の会員の方は、どういう業の方で集まっておられるかという、商業事業者、それからサービス業、工業、建設業、これらで構成をしているということでございます。

このところの会員の動向でございますけれども、やはり若干減少傾向が見えておりまして、平成20年度は2,102と、2,142というのは、これは19年、19年度の数字ですが、平成20年度は2,102、18年は2,197、17年が2,248、16年2,267、平成15年2,329と、年を重ねるごとに会員数が減少してきているような、そんな傾向はあるところでございます。

商工会の補助の内容としては、商工業振興事業というのは、これは商工会の比較的運営的な経費に充てられております。その他のものについては、個々の事業に直接充てられるような形で補助金が使われているといったところでございます。

財政課の評価としては、一部見直しの必要があるというようなことで書いてございますが、今申し上げた会員数の減少に伴って、その商工会に加盟する方が徐々に減っているというようなことが傾向としてあるということでございます。全事業者のうち50%未満の方しか加盟していないというような状況がありますので、補助金として、ほかのこれに加盟していない人には、結局、商工業を営んでいても補助金を受けることができないというようなことになるものですから、加盟者をふやすような努力をしてほしいということを申し上げているところでございます。

概略、以上でございます。

先ほどの農業に比べますと、当然に、商工業ということですので、数からいうと、もうずっと大きな事業者の方が集まっておられるということにはなるところでございます。

中では、商業はやはり商店の方とか、そういった加盟者が中心になるわけですが、なかなかやはり大規模店の進出に伴って、シャッターになる商店が多いとかですね。

委員 そうですね。

事務局 ええ。あとは工業なんかにしても、その住宅地で工業をやっていたら、後からお住まいになってきた方が、その騒音がうるさいとか、あるいは何か、においがするから何とかしろとか、いろんな、やはり住宅地の中での活動ですので、いろいろと難しくなるというようなケースも発生しているという状況がでございます。

そんなことから会員数が減っているとか、そもそもその業をやっている方が減っ

ているというようなことが、それもこの経済状況もあいまって、減少傾向がちょっと顕著になってきているというのが実情でございます。

昨年、こここのところのやった事業として、やや話題になりましたのは、プレミアム商品券という商品券を商工会が発行して、市が、その額面は1万円で売るんだけど、購入は、サービスは1万1,000円買うことができるという、そういう1,000円分のプレミアムがついた商品券を、ことしの4月でしたかね、発行したというのが。その辺がちょっと話題になった事業ですけども。

委員 商工会の職員に対する人件費補助というのはないのですか。

事務局 はい。人件費については、これは東京都から補助金が出ておりまして、人件費は全部東京都からの補助金で賄うという形になっております。

委員 単純な感想ですけども、私、小平へ来て50年ぐらい住んでいますけれども、大型店ができて、具体的に言うと、カメラ屋さんね、時計屋さん、本屋さん、たばこ屋さん、酒屋さん、青果店、乾物屋、こんなものもどんどんなくなってきましたね。これ一体どうしたらいいんでしょう。なくなった方がいいのかもしれないしね。

だから、商工会のあり方というのは。

委員 難しいですね。

事務局 非常に難しいですね。やっぱり跡取りをやられる方、後継者ですよ、後継者の問題が一番大きいですね。

副委員長 ここは工業にしたって、ブリヂストンさんの子会社だとか、何か、そんなにないでしょ。

事務局 もうほとんど、工業といたらブリヂストンしかないという感じですね。

副委員長 そういうことでしょうか。ですから、工業部会じゃなくて、本当の商業部会ですよ。

事務局 そうですね。

副委員長 商業自体が今はもう全国傾向ですか、どんどん会員が減っている。ですから、田舎へ行けば行くほど、商工会に対するこういった支援とか補助金というのが、市としてはどんどん削っていつていきますね。ここなんかまだいい方ですよ。これだけずっと安定的にまだ続けていらっしゃるのだから。

ただ、あちらの方が、商工会としてのイニシアチブで、具体的な対策を講じなきゃいけないのだけれども、これはなかなか容易じゃないですよ。

委員 一つだけ教えてください。この商工会に生活習慣病集団検診事業というのがありますね。これは会員とか会員の家族をこういうことに、検診をしているのですかね。

事務局 検査項目としましては、循環器検査、要綱の中に載っているんですけども、問診ですとか、血圧測定、あと、血液検査、消化器検査、呼吸器検査、聴力検査などということになっております。

委員 それはあれですか、この商工会に入っている人も基本的には国民健康保険でしょう。そうすると、国民健康保険に入っていれば必ず一般検診というのが。一般検診

のほかに商工会に入っている人は、ただかどうかは知りませんが、別に生活習慣病検診事業という中で、健康に関するこういうものを受けられるということなのですか。

事務局 これは、この方たちは、一般の国保加入者というのは、うちの方で検診の日付等が決めちゃいますよね。どうしてもお働きになっているので来られないという方が多いのです。そういった方のために、私どもこれは健康センターを使ってやっているのですよ、実態としては。そこに医師会の方に商工会の方で委託をしまして、私どもの健康センターをお貸しして、そこに来て、一気にそこで検査を全部して、胃カメラ全部できるようにしていますね。

これについては、この補助金だけじゃなくて、その商工会の加入者の方も、それなりの応分の負担というものは当然していただいているというふうに聞いています。

委員 いや、私はね、これダブっているんじゃないか、区分けをどうしているのかと。

委員 いわゆる、健康保険でしょう。健康保険と。

委員 話はわかりました。

副委員長 勉強会をしようと思ってもね、日中はそういうわけで、なかなか勉強会ができないのですよ、これ。よく経営革新セミナーとかといってね、私なんか田舎に行ってやっているんです、これを。だけど、普通の時間はまず来られないです。土曜日といったって、貸切ですよって、これも来られない。やるのはね、夜の6時から9時までとかね。だから、それほど健康チェック、ボディチェックを含めてね、時間は難しいということになってしまうんですね。大変だと思います。

委員 そういうことですか。この補助金の交付要領を見ていると、相当でもいろいろなものをやるのですね、これ。

副委員長 広いですね。

委員 循環器、血液検査、消化器、呼吸器…細かいことがみんな書いてあるから、たくさんやるように思うけれども、これ普通やっているんですよ、この程度はね。

事務局 普通やっている感じですね。職場なんかでやる健康診断なんかと同じです。

副委員長 ここはとりあえずこんな感じとして、次もまた商工会のものでもありますから。

事務局 1・48、商店街補助で街路灯等電気料補助です。こちらの補助開始は昭和54年からで、28年が経過してございます。商店街そのものの活動としましては、商店街、明るい商店街づくりをめざして環境整備を図っているというのですが、こちらの補助金の対象となっているのは、各商店街が維持している街路灯などの電気料金の基本料金部分に対して補助を行っているものです。

事務局 街路灯は、公道であれば市が設置をする防犯灯というのは一般的にあるわけです。ただ、商店街ですと、その商店街を少しデコレートに見せるために、装飾街路灯というのを付けている例が非常に多いわけですね。その街路灯の電気料金について、市が基本料金を補助すると、そういった補助金でございませう。

委員 不思議な気がするのだけれども、どういう意味ですかね、基本的に。

事務局 そこには市は防犯灯はつけないでいいわけですよ。本来であれば市が防犯灯をつけて、市が設置する防犯灯の電気であれば、市が当然に払うわけですが、防犯灯をつけないわけですから、かわりに、商店街が設置するその灯りに対する、灯りの設置費は設置費でまた別に補助金があるのですけれども、これはその電気代について基本料金は市がもちますよという、そういう内容です。

副委員長 市を挙げてまちを明るくする運動に協力しているようなことですね。

委員 防犯の役にも立ちますしね。

事務局 そうですね。

委員 メインストリートは商工会で、その私道の側は自治会と、こういうことですか。

事務局 そうですね。私道の方は自治会が管轄して。

副委員長 こんなところまで丁寧にやっておられたわけですよ。

委員 LEDに変えるやつというのは、また別に。

事務局 ええ。そういう動きも事業者の方でも、そのLEDを扱う事業者の方でも、電気料が少ないとか、新しいものに交換したらというような営業があるのでしょうか、そういうことで取り組まれているものも、まだ少数ですが、ぼちぼちと出てきておりますですね。

委員 まだちょっと高いですからね。

事務局 高いですけどもね。ただ、これについては、この9の3でもありますが、東京都の方でも補助金を用意しております、都の補助とかと合わせて設置するというようなことが、一つの事業の展開のスタイルということだと思います。

委員 ここの数字は電気料であって、LEDに変える場合というのはまた別の項目ですか。

副委員長 電灯そのものでしょうね。

事務局 そうですね。

委員 商店会の会員さんと商工会の会員さんとは、また別ですか。

事務局 基本的には、大体の方は加入している例が多いですけども、その商店街によっても、例えば酒屋さんは入っているけれども八百屋さんは入っていないとか、それぞれ加入はその事業者の方のご判断ということですので、同じ商店街にあっても、入っているところ、入っていないところというのは、まちまちですね。

委員 商店街の活動と商工会の活動は全く別ということですかね。全然別というか、組織的には関係ありませんね。

事務局 そうですね。それは一応別です。

副委員長 商店街は理事者か何か置いて別にやっつけいらっしゃいますね、「何とか町商店街」に普段はされていますね。

委員 具体的には、その電気料金といっても、どうですかね。電気料はどこかの商店のあるデコレーションのついた電気がついている、その電気料金というのはどういう。

事務局 東京電力に対して、どういう加入をしているかによります。

委員 電灯の電気料でしょう。

事務局 街灯は本数で、たしか1灯幾らみたいな形で申請が出てしまうのですね。その商店街に何灯その装飾の街路灯がついているかによって、もう1台幾らというのが出てしまうのです。

委員 全体の電気料が出てきますよね。

委員 ええ。お店のデコレーションとか、そういったものまでは補助していませんから、うちはあくまでも基本料金です。

事務局 ええ。基本料金ですから。確かにもうピカピカつければ、電気いっぱい食うわけですが、その全部は電気代みませんよということで、基本料金は市が補助をしますと。

委員 細かいことまでやるんですね。

副委員長 本当ですね。

委員 大変だな。

委員 安くなったらLEDに変えるんですね。

事務局 そうですね。だんだんそういうふうになっている。LEDはまだ指向性が、拡散するような光じゃないです。だから、レンズ型のガラスを一緒につけないと、その灯りとしてはこう。

委員 そうですか。

事務局 ええ。そういう特徴もあるということで、技術的にまだ開発途上にあるのかなという気もいたします。

副委員長 では、次をお願いいたします。

委員 では、1・49の中小企業等活性化事業で、こちらも商店街の関係になるんですけれども、補助開始年が平成3年です。18年経過したところになっております。

こちらの補助対象としましては、イベント事業として商店街のイルミネーションに、設置・撤去費用を補助しております。あとは、小平異業種交流会が行う特産品開発事業に対して、物産市への参加費などに補助をしているものでございます。

事務局 これもやはり主には商店に対しての補助ということで、商工会とか商店街とかいろいろと出てくるわけですが、これはまた別の意味で設定をしております。現在は8団体が構成団体ということになってはおりますけれども。

委員 国の予算で中小企業庁からこういうことをやれって、だっと補助金が流れてきて、じゃあやろうかといって、何人か商店街か商工会の有志を集めてこれやらせて、それにお金を出すと、こういう格好ですかね。いや、変なことを聞くようだけれども。

事務局 これは財源的には市の財源です。国からお金がかかるとか、そういうことはないです。

副委員長 こういうことをやったらいいだろうけれども、財源がないからやれませんなんてい

うのは、今、ふえているんじゃないでしょうか。

委員 じゃあ、これ商工会でもやる人は少ない、中小企業何だって、商店街でもやらない、産業まつりでも何も手をつけない、けど何かイベントやりたいという人たちが集まっている、そこへ金を出すということですか。よくわからないな。

事務局 これは商店街なんかより、よりもっと小さな集まりの人たちを対象にしているのですね。

委員 8団体って書いていますね。

事務局 ええ。

副委員長 ですから、恐らく、青年何とか、青年組合とか、JAとか何か、商工会議所青年部会とか何か、そんな熱心な人が、こういうことで予算をいただける枠がありそうだということを知っている人がやるのかしらね。

委員 こういうものはやっぱり期間を区切らなきゃいけないんじゃないですかね。

委員 そして、具体的でない、よくないのではないかな。そのかわり、しっかり補助してもらうものは補助して、期間を区切って、そしてまた新しいやつに。失敗することの方が多いのだから。違いますか。商店街のイルミネーションに、いや、ちょっとこの説明がよくわからないな。イベントだけだったら、それはイベントというのは、しょっちゅう中身が変わっていくのかもしれない。

副委員長 イルミネーションを設置することによってのメリット効果がどうだったというのがあるのですけれどもね。

委員 いや、何かね、この新しいものが出そうだと。しかし、これは割合リスクも高いと。個人業者にやらせたらなるものもならないと。だから、市としてはサポートしてやろうというのなら、それはそれなりに意味があると思うのだけれども、やっぱり期限がありますよね。この案件についてはいついつまでにとかね。

副委員長 例えば、東京都内の下北沢あたりでは、商店街にペイントでね、展示的な、まちを元気にするための絵を描いてもらってね、これもやっぱりイベントだろうと思うのですけれどもね。あれは全く一定期間のうちに、それをやっていたけれども、美術学校の生徒たちに絵を描いてもらっている。いわば、商店街のにぎわいを回復するためのイベントであるのだけれども、何かそのような、さっきおっしゃられていた新たな手法とかは取り入れて、コンペをやったのだらうと思うのですよ。それで、評判がよかったところは、また、じゃあ来年やってみようかみたいな、何かそんなことにでもなるような仕組みでもあったら、よりいいのでしょうけれどもね。

委員 この交付要綱の条項3条第2項に、活性化事業の定義があるのですけれどもね、これだと何でも入っちゃうみたいな感じだね。

事務局 そうですね。何でも入っちゃう。

委員 何でも入っちゃうのですね、これ。

そういう意味なものだと、名前と実態は違うのかもしれないですね。

副委員長 だから、「イルミネーション」とかという言葉出してしまうと、ちょっとさっきの街路灯みたいなイメージと少しダブってきちゃって。

委員 住民と一体となったイベント事業、商工業の振興を目的とした人材の育成事業、これはもう何とでも後からつけられるし、こんなのはやっぱりまずいな。やっぱり具体的に成果がやっぱりはかれるというか、あと、測定できる成果とか。

委員 それもやっぱり大事だよな。

委員 そういうのを入れないと、後から何でも入れられちゃう。概念が広過ぎるから。

委員 これ自体がどうのこうのというよりも、そういう形の文言からね。

副委員長 成果主義での観点を少し織り込んでごらんになってはいかががぐらいのふうに、そのままいけばどうでしょうかね。

委員 分解できるのかもわからない、一つの。

事務局 確かに漠然とした感じがちょっと。

委員 しますでしょう。だから、後から理由をつけたら何でも入っちゃう。

事務局 ええ。このイルミネーションというのは、これは一つの事業の例示であって、これが補助金の要綱を指しているというふうな、そういった説明的にはちょっと足りていないような感じがいたします。

副委員長 では、それをお願いとして。

事務局 はい。

委員 何とか活性化しようという気持ちはわかるけれども。

委員 しかし「活性化」という言葉だけが踊っているような感じがする。

事務局 使いやすくするためには、何かこう間口を広げてというような考えもあるのではうけれども、時折、その目的すらぼけてしまうとかですね、そういうことも逆に反面出てくる危険性があるかなと思います。

委員 やる気のある若い商工事業者がね、何とか知恵を出そうという気持ちはよくわかるけれども、知恵を出させなくちゃいかんところはわかるけれども、どうも漠然としていることが。

副委員長 美大があるんでしたよね、小平は。

事務局 はい。武蔵野美術大学です。

委員 地域にある財産をもっとうまく使っているという意味でね、その大学だとか、そういう人もやっぱり一つ加えてもらっていいのかもしれないけれどもね。

事務局 はい。武蔵野美術大学の学生さんも、実は先週、先週も武蔵野美術大学の学生さんが、その一つの政策提言をするという、市のこの会議室ですかね、でやったというような経緯もありますし、あと、鷹の台なんかですと、あの地下道のペイントです、あれは武蔵野美術大学の学生さんにやっていただいています。

副委員長 だから、そういう意味で、特徴というのがあるといいと思いますけれどもね、

事務局 あと、「ぶるべー号」というコミュニティタクシーというのをやっているのですが、

あれの車体ペイントのデザインは武蔵野美術大学の学生さんですから、そんなことで、いろんな場面ではちょこちょこしているんですけども。

より工夫はしなきゃいけないと思いますね。

副委員長

では、その次をお願いします。

事務局

1・50、グリーンロード産業活性化事業です。

こちらは平成9年度にプロジェクトチームをつくりまして、こちらのグリーンロード推進協議会というものが平成10年に設立をされました。

こちらの活動内容としましては、小平の貴重な観光資源である小平グリーンロードを軸として、市民中心の産業振興策、ボランティア活動を展開しており、継続的に市の産業活性化に寄与しているというものです。

補助対象になりますのは、花まつりですとか、ガーデニングコンテスト、あと、グリーンロードウォーク、灯りまつり等々、イベント行事の事業やボランティア活動の備品等に補助金が充当されております。

事務局

小平グリーンロードというのは、狭山の貯水池に向かうサイクリング道路というのがあるのですね。

委員

細いあの道ですか、ずっと。

事務局

はい。あれと、それから、それとずっとこの玉川上水の道だとか、いろいろつなげていって、小平市をぐるっと回る遊歩道ですね、遊歩道を小平グリーンロードと命名して、それでこれを一つの観光資源にしようということで取り組んでいる事業です。

これは本当に市の職員の手づくり事業ということでやっておりまして、始めてから10年以上ここで経過したところですけども、大分定着してきた感はあるって、非常に地味なものですけども、なかなか、例えば菖山の駅の向こう側に大きなマンションみたいなのが建ちましたけれども、あれの広告を見ると「小平グリーンロードに面して」とか、広告の中にそういう言葉が使われていたというようなこともありまして、それだけ広告の中でも使われるような一つの定着を見ているのかなということもございます。

そのグリーンロードを一つのテーマにして、いろんな手づくり事業をいろいろやっています。本当にささやかなものですから、ほとんど事業費もかからないような事業が非常に多いのですけれども、大変手間のかかる事業をやっていて、例えば、その齊藤素巖のブロンズ像を設置をしたとか、かなり新聞なんかにも取り上げられるような事業の舞台にグリーンロードはなっていると。

また、近いところでは灯りまつりというのがあったんですけども、あれも大分人手が出るようになったのですね。これは補助金ということでやっていますけれども、実質的にやっているのは、やっぱり市の職員が、かなりかかわり合っていているということもございます。推進協議会という一つの団体をつくって補助金とい

う形ではやっていますけれども、市の意思が相当に強かったのだらうと思っています。そういったタイプのことでございます。

そんなこともあって、補助金という内容でありながら、やっぱり今後の事業の進めていき方を、いつまでもこういう形でやっていくのか、市によっては例えばその観光協会みたいなものをつくってやるとか、あるいは、ほかの財団法人みたいなものをつくるかとか、いろんな今後の展開についての議論もあるので、さしあたって、そのグリーンロードをとにかくどんどんネタにしてやっていこうということで、非常に小平らしいといえれば小平らしい事業ですが、概要はそんなところでございます。

副委員長 商工会の事業にしてもらってもいいのかもしれないですね、協賛のような感じでね。

委員 これ実際の推進しているボランティアというのですか、あるいは構成員というのは、どういう形で集まったり、募集したりをやっているんですかね、これ。

副委員長 80名ね。

委員 80名というのは、ほとんど市の職員のボランティア、おれやりたいという人が入ってやっているのですかね。

事務局 そうですね、それぞれの事業事業で人が寄ってきてやるような傾向はあります。

せつせとやっているうちにだんだん形になってきたなというのは、私ども中にも、そういう印象を持ちますけれどもね。

委員 そうですね。ざっと10年ですけども、初めのころと今とでは、大分グリーンロードというものに対する見方が変わってきましたよ、身近で。なるほど、そうだなというような目で見えています。

それとやっぱり、確かにグリーンロードという名前がつけられるように、小平というのはやっぱり恵まれていますね、緑とかそういうのはね。それは確かに一つの財産だろうなと思うのですけれども。今のグリーンロード推進という形は、まさにグリーンロードの推進であって、その途中で、例えば、何かブルーベリーを売っているところがあるから、そこにちょっと寄ってみるとか、あるいは、農産物で非常に、ここに売るような農産物があれば、そこにちょっと寄ってみるとかというようなことまではやっていないですよ。

事務局 ただ、グリーンロードも長い、何しろ21.7キロなものですから、場所によって、ふるさと村というのが天神町ですね、にあるのですけれども、そこでは、最近では産物をちょっと販売するようなことも始めたりとかですね。

委員 さっきおっしゃっておられた、これももう少し脱皮するチャンスがあるかもわかりませんね。

事務局 はい。

委員 グリーンロード推進協議会というよりも、少し大きく。

副委員長 これNPOとかね、何とか法人としてということですかね。

委員 もっと商売ベースの。

事務局 そうですね。

委員 何かほかの市の人に来てくれないと困るんですよね。

事務局 そうですね。さっきの話の中で西武鉄道のような話は、ことしやっと出てきたという、来年はというようなことで出てきたということですがけれども、例えば、グリーンロード長いですから、西武鉄道へちょこっと乗ってきて、灯りまつりを見にくるだとか、そういうふうな沿線の方が集まってくれるような、一つの観光資源になっていけばということ。

委員 そういう発想でやっていただくとね、いいですね。

事務局 これについては補助金になっておりますけれども、やっぱり主体は市の職員が担当してやっていますので、せっせせっせと考えてやっているというような状況にありまして、そういった意味では順調に進んできているのかなと。

 ただ、おっしゃられるように、今後のその展望ということだと、もう一皮、二皮むけていかないといけないのかなということではないかと思います。

副委員長 こういうのを本格的にプロジェクトにされたらいいですね。結構うまくこういうプロジェクトを付加していけそうな、そんな専門家って結構いますからね。それがあればできるんじゃないですかね。楽しみですね、これは。

事務局 はい、ありがとうございます。

委員 私も、この19年度であったいろんな灯りまつりだ何だの、全部、ほとんど私、経験してきていますけれども、来年は灯りまつりはいつごろかなというふうに、皆、市民なり、近所の楽しむ人が期待するように、どうしたらいいかなというのでやっていただきたいと思いますね。

 ちょっと、まだPRが下手だという感じは。

事務局 ええ。まだ、灯りまつりも始めて、ことしで3回ぐらいですからね。あれも本当にどうかと思いつながら始めたのですが、案外反響がいい。

委員 家の近くです。近くですけれどもね、灯りまつりは、いまいちだなと思うんですよ。あじさい公園は、ことし非常によかったですよ。きれいに木も切って手入れもしていたようですのでね、今までで一番きれいだったとあって、他市からも結構わざわざ見に来ていた方がことしはすごく多かったです。

事務局 そうですか。

委員 灯りまつりはいまいちね、どこでどうやっているのかは私も知らないのですが、子どもたちがやっているのかなという感じで見えていたんですけどもね、小学生が。

委員 ちょっと本当に、おっしゃるように、PRというのか、どうしたらいいのかな。

委員 そうですね。

委員 別に派手さはなくていいんですよ。

事務局 ええ。

副委員長 そんなステップを大事にしながらね、参画型にされてね、進めていただいたら。
委員 すばらしい道ですよ。

副委員長 そうですか。改めて見せてもらわないといけないね。
委員 特に、玉川上水道なんてね、一番いい、玉川上水道の中でも一番いいところだろう
など、小平の。

事務局 玉川上水の遊歩道みたいな状態になっているんです。そこもグリーンロードの一部
です。

委員 私あそこ歩きました。
事務局 地べたは小平市のものではないですけども、それを道路として、一周の中にはそ
の部分が入っています。

委員 地べたは小平市のものではないのですか。
事務局 はい。

委員 地べたは、玉川上水は水道局、東京都ですね。
事務局 ええ。サイクリングロードなんか、あれも。
委員 環境でいったら小平のもんです。
事務局 そうです。小平市にお住まいの方の世論調査をやって、「小平の何が一番いいです
か」というアンケートやると、もう何年も前から、一番いいのは緑だってことなの
です。それはもう一定して1位は緑です。そういった意味でも、施策としてマッチ
ングしていますので、ぜひ続けてもらいたいと思います。

副委員長 あと、時間の関係がちょっと迫りましたので、51番です。
事務局 51番、小平交通安全協会への補助です。
こちらは昭和45年に始まった補助で、38年経過しております。
交通安全協会には個人会員が762名、法人会員が145名、賛助会員が57名
ということになっております。補助事業としましては、春・秋の全国交通安全運動
の活動費ですとか、街頭活動費、あと、協会の中には部会が幾つもあるのですけれ
ども、各部会の活動費に対して補助しております。小平市の補助金は275万円で、
こちらは平成14年度から定額で一定になっているものです。

事務局 小平市は平成20年度の交通事故、人身事故の死者数がゼロであったということで、
1年9か月以上、今はゼロの状態が続いているということです。これは18万規模
の市だと非常に珍しいことだそうで、警視総監賞を受けたという、あるいは都知事
表彰を受けたとか、そんな土地でございます。
車の往来がもう年中ばんばん走っている道というのは、そんなにないですね。新
青梅街道ぐらいですかね、あとはそんなにないのかなという感じ、それはあるので
しょうけれども。いずれにしても車、人身事故がなかったというようなことで、そ
れも交通安全協会の仕事が寄与したのかどうなのか、その辺はよくわからないわけ
ですけども、そんなことで頑張っているということを所管課の方では申ししており

ました。

安全協会は任意の団体ということで、事務所自体は警察の中に置かれてございます。さまざまところで交通安全運動にかかわる活動ですとかを、いろんな場面で展開しているといったことでございます。

概略、以上でございます。

委員 これちょっと私個人だけの問題かどうかよくわからないですけども、自転車はね、やっぱりすごく危ないですよ。

事務局 おっしゃられるように、小平市の逆に交通事故の特徴は、自転車の事故が多いということですよ。

委員 そうですか。

事務局 それは、小平はもともと平坦な土地ですので、自転車の往来そのものがやっぱり多いということだそうです。今盛んにその自転車の安全教育をテーマとして取り組んでいくということを進めようとしているところです。

小平って、坂といわれるところが、もう2か所か、二、三か所ですかね、坂といっても、本当に10メートル以上の坂は2か所でしょうか、というぐらい平坦な土地ですので自転車では非常に適性が高い土地ということかもしれません。

また、市内七つの駅がありますので、七つの駅に向かうために、その自転車に乗られる方というのは非常に多いわけですね。例えば、国分寺とかあいう一つの大きな駅になっちゃうと、自転車で行くといったって、なかなか置き場所もないですから難しいですけども、小平の場合は点在して駅がございますので、それが一つの自転車の通行がふえる理由になっているのかなと思っておりますけれども、いずれにしても、そのあたりは逆に言う、自転車の駐車の問題とか、あるいは、交通安全の問題とか、課題になるだろうと思います。

副委員長 鉄道事業者、頑張っていますよ。東急に住んでいるのですけれどもね、もう東急の仕事で駅前につくっちゃいました。地下鉄の上のスペースを、それ用に。やっぱり企業努力というのは大変大きいと思いますね。

事務局 駅周辺で西武鉄道が持っている土地というのは数カ所あるのですけれども、そこを有料の駐輪場にしているというケースは、2か所だと思いますね。

特にそれも平置きで、別に例えば地下掘って2階建てにしてとか、そういう施設、そういうところは余りしていないタイプの駐輪場です。

委員 結構、鷹の台の駅の近辺に自転車の置き場は多いんですね。しかも平置きで。

事務局 平置きが多いですよ。

委員 それはやっぱり安全協会さんがやっつけていらっしゃるのですか。

委員 いや、それはわからない。どこがやっているのか。個人もありますでしょう。

事務局 市が設置しているケースがほとんどです。

委員 そうですか。市がやっつけていらっしゃるの。

事務局 はい、市がやっています。小平は比較的、その放置自転車の数というのが少なくなっています。

委員 私は、変ですけれども、交通安全協会が一生懸命やっていただいて、土地柄もありますけれども、死者がゼロだというような効果的なことを一生懸命やっておられるようには、どうしても実感できないのですね、正直言って。それはイベントのときに、協会の人たちが「交通安全には協力しましょう」とか、いろんなことをしているのは知っていますから、ああ、やっているんだなと思っていますけれども、効果的で、また身近なところで、こんなこともやっておいでになるのだという実感がどうしてもない。だから、交通安全に一生懸命やっていただきたいけれども、実感できるようなことをぜひやってほしいのですけれどもね。

例えば、この個人会員というのは、これはどういうことで個人会員なのでしょう。私の経験上、運転免許取得した年に入れ入れというから、よくもわからないから会費を払って、その後、全然払っていないけれども、どうなっているんですかね。

だから、この推進母体が本当に交通安全をやろうという強い意志の人たちが、勝手にじゃなくて、自主的にやっているグループなのか、何かよくわからないですね、これ。やることさえやればいいわけで、どうもこの安全協会が、活動はしているんだけれども、本当に我々の役に立つような、実感できるようなことをやっているのかどうかというのが、どうも見えてこないというのが正直な感想なのです。

だから何としても、本当に、例えば自転車事故をなくすためにどうしたらいいかというようなことを、ぜひ新しい考え方でやっていただきたいと私は思いますね。

副委員長 見える化していただいてね、わかるように。

委員 全面的に賛成ですな、今の意見に対しては。

事務局 市の内部にも交通対策課という組織があるのですけれども、そちらの課は専らその交通安全、ハード物の整備をすとか、あと街路灯をつけるとかいうことですが、ソフト的な事業もやっています、そういう事業をやるときに、この安全協会の方の手を借りてやるというようなケースは非常に多くなっているというようなことは聞いております。

確かに、見える化というのは大事なところだと思いますけれども。細々というか、そんなに派手派手しい事業ではございませんけれども、地道にはやってはいるということでご理解いただきたいと思います。

副委員長 それでは最後です。

事務局 では、52番、ごみ減量推進実行委員会です。

こちらは補助開始が平成4年です。

この団体は、ごみ減量とリサイクル推進を目的としたフリーマーケットやフェスティバルや講習会を開催し、ごみに関する広報誌等を作成し配布されたりしております。こういったものに対して市の補助金は200万定額で、平成18年度からず

っと200万円ということで補助をしているものでございます。

以上です。

事務局 最後のものがございます。

これは主な活動としては、ごみゼロフリーマーケットというのを、6月に開催いたします。あと、エコフェスティバルというものを、9月に開催をいたします。それぞれ参加される方は、フリーマーケットの方が毎年2,000人程度、エコフェスティバルの方が3,500人程度といったことで、その二つがイベントとしての主なイベントです。

それから、あと事業として、リサイクル情報誌で「ごみらいふ」というものを、これは年2回していますが、9月と3月に約7万部、新聞折込で配布をしているということでございます。

目的としては、そのごみ減量とリサイクル推進を、推進として事業を展開するといったことございまして、それなりにその事業には市民の方の参加を得ながら進められているといったことにはなっているところでございます。

以上でございます。

これも市のリサイクル推進課という課があるわけですが、その事業とタイアップして、いわば、一つの市民協働のような形で事業展開をしていると、そんなタイプの補助団体でございます。

以上でございます。

副委員長 49名という方はいわゆるボランティアの方ですか。こういうお仕事をされる主体というのはどんな方なのですかね。自然発生的に出てくるものですか。

事務局 これは、それぞれ各種のイベントをやったり、あるいは、その発行物を作成したりとか、そういうことをやる役員の皆さんということで49人ということなのですが。

副委員長 団体、企業、市民で構成されると言ってらっしゃいましたね。随分意識の高い市民の方が多いみたいですが。

事務局 ごみの関係は、非常に熱心な市民の方は一定数います。こういったものにも積極的に参加していらっしゃるとか、そういう方は。

副委員長 エコ問題に対する取り組みみたいな感じですか。

事務局 そうですね。

委員 ちょうど一昨日か何か、新聞折込で入ったのを見ました。

事務局 それです。

委員 それですよ。その情報によると小平市は人口の割に燃えるごみが多いですよ。

事務局 多いです。

委員 反省しなきゃいけないなと思って見ていたのですけれども。

事務局 実は、ごみの量については小平はそういう状況です。

これは、小平は家庭系のごみについては、まだ今現在無料で収集をしているんで

す。26市のうち無料でやっているのは、もう、あと八つぐらいですかね。17か18団体は有料に今なってきました。

有料のところはやっぱりごみの量が大幅に減るのです。有料にするとそういう効果があるので、有料にするのも一つの方策だというやりとりは内部ではしているんですけども、ただ、有料にしますと、それはもう市民負担の増加ということになりますので、そういった意味では、敬遠される向きも相当強くあるわけで。

副委員長 焼却場はどのようなのですか。

事務局 焼却場は小平市内の中島町というところに。

副委員長 小平で所有されているのですか。

事務局 ええ。小平市と、あと、武蔵村山市と東大和市という、3市で構成する衛生組合がありまして、その清掃工場は、小平市の一番西の端の中島町というところですね、あるのですけれども、そこで処理をしております。

さっきのごみの量のお話ですけども、今までも減らそうということでいろいろ事業をやってきているのですが、その減り方が目に見えて余り減らなくなってきたというのがありまして、そろそろ次のステップを進まなきゃいけないのかとか、内部ではそんな話を実はしているところですよ。

委員 私はね、自分で結構買い物に行くのですが、必ずマイバックで行きます。マイバックの人というのは、でもそんなに多くないですよ。

これは結構効果があると思うので、どのようなのですか。外部の団体へ任すのではなしに、もう少し小平市として、新聞か何かにもはっきり書くべきじゃないですか。

事務局 それはごみ減量対策課という課が、直接の課でもありますので、それはその課の活動としての取り組みは、これがすべてということではもちろんなくて、日常の作業ではやってはいるんですけども、これはこれということですかね。

私もマイバックで行きますけれども、やっぱり習慣ですよ。

委員 習慣ですね。もう完全に習慣ですけどもね。

事務局 でも、本当に1人1人の日々の活動というのですか、日常生活の中での改善が、やっぱり一番だということを思っております。

おっしゃられたようなことは、進めるようなことは一応考えております、今後とも。

委員 包装容器の場合とか、今のマイバックもそうですけれども、割と手がつけやすいですよ、最初に。

副委員長 何かそういう長期な政策に盛り込むような形でね、促進されたらなおいいですよ。

委員 何か少し、目に見えて実行できるような形で行けば、結構お金かかりますよね、市としても。

副委員長 キャンペーンはね。

委員 あのリサイクルセンターというのはあれでしょう、自転車とか家具とか戸棚をね、修理してリサイクルして、あそこへ私行って、もう自転車あそこで3台ぐらい買っています。

だけれども、来ているお客さんというのは、あんまり多いように思わないな。よくわかりませんがね。

副委員長 立地じゃないのですか。

委員 もう少し宣伝して、ああいうのを活用して、家具とかね、ああいうものの古いやつをいっぱい詰まっています、詰まっているというか、置いてありますからね。

委員 ああいうようなものを宣伝するとかね、そんな感じを持っていますね。個別の有料にすると、何でだめなのですか。

事務局 だめというか、当然に今は負担がゼロなものが、負担が具体的な支払いをして、ごみ袋買ってということになりますから、市民負担の増になるわけです。

委員 しかし、負担はふえたって、自分ところのごみは自分で始末するのが原則でしょう。

副委員長 それは時期の問題等、いろいろなことを見ていらっしゃるわけですね。

事務局 はい。

副委員長 遅かれ早かれそんな方向になっていくのではないですか。

委員 でしょうね。

副委員長 だから、せつかくならば、ちょっとある時期を見てよりも、ちょっと前倒し的に進めていかれたっていいのではないですかね。

事務局 あと、それから先ほどの、構成市、3市で構成していることを申しあげましたね。東大和、武蔵村山、小平、これみんな、やはり今まだ無料でやっているのですけれども、その構成団体としては同じ処分場でしているわけですから、足並みそろえていきたいというものもあるわけですね。なかなかその辺の意見調整とかというものもありますし、第一にその市民負担の増加というのが、安易に求めるべきではないというような考えも一方でありますので、そのあたりの兼ね合いになろうかと思っております。

副委員長 そうですね。さて、今、時間が5時を少し過ぎましたのですが、きょうはこんなところで。